

八潮市農業経営者支援給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の時短営業や外出自粛などにより、農作物の価格下落や変動などの影響が見られる。

市では、こうした様々な影響を緩和するとともに、経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、市内の農業経営者等に対し、支援給付金を支給するものである。

1 支給対象者

直近（注）の農業販売収入が年間50万円以上あり、次のいずれかに該当する者

- ・市内に住所を有する個人農業経営者
- ・市内に主たる事業所を有する農業法人

注：個人は「令和2年農業収入」、農業法人は「給付金申請時の直近決算の売上」

- | | |
|---------|------------------------|
| 2 支給額 | 一律5万円 |
| 3 支給対象者 | 120件（想定） |
| 4 補正予算額 | 6,035千円（支援支給金及び役務費） |
| 5 申請期間 | 令和4年1月14日（金）から2月14日（月） |
| 6 申請方法 | 「郵送」または「都市農業課窓口」に提出 |
| 7 周知方法 | 個別通知、広報やしお1月号、市ホームページ等 |

問い合わせ

市民活力推進部都市農業課 恩田

TEL048-996-2111（内）299